

# 組合金融の形成と中央卸売市場の課題

—京都中央信用金庫の設立をめぐる—

並 松 信 久

〔要旨〕 京都は信用金庫の存在感が強く、「信金王国」といわれる。とくに、全国の信用金庫のなかで、預金残高第1位は京都中央信用金庫であり、地方銀行と肩を並べる水準にある。本稿は京都中央信用金庫が設立されるまでの展開過程を考察して、京都の地域金融の特徴を明らかにした。京都中央信用金庫の前身は京都市中央市場信用組合であったが、その名称が示すように京都市中央卸売市場に関係していた。すなわち中央卸売市場の仲買人が運転資金の確保を図るための相互扶助組織として、1940（昭和15）年に誕生した。

戦時体制下の経済統制の強化によって、信用組合の貸付業務は思わしくなく、さらに仲買人制度が配給統制の強化によって廃止された。信用組合は解散の危機に直面したが、組合員資格の緩和や貯蓄奨励という国策を逆に活かして、危機を乗り越えた。そして戦後の統制撤廃や仲買人制度の復活などともなって、信用組合は組織形態を変えながら、1951（昭和26）年に京都中央信用金庫となった。この過程は中央卸売市場関係者のための金融機関から、京都市民のための金融機関への転換過程であったといえる。

（キーワードは傍線部分）

## 目 次

- |                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| 1 はじめに          | 2 信用組合の形成と京都       |
| 3 京都市中央卸売市場と仲買人 | 4 経済統制と京都市中央市場信用組合 |
| 5 京都中央信用金庫の誕生   | 6 結びにかえて           |

## 1 はじめに

筆者は前稿において、京都市中央卸売市場の設立過程について考察した<sup>(1)</sup>。京都市中央卸売市場は全国に先駆けて1927（昭和2）年に開設された。中央卸売市場法が制定された1923（大正12）年から、約4年半が経過していたものの、全国で最初の卸売市場の開設であった。公設中央卸売市場というシステムは日本において（世界においても）初めての試みであり、多くの課題を抱えていたが、その斬新さゆえに、二つの大きな影響をもたらした。一つ目の影響は、京都市の場合がモデルとなって、その後、1930（昭和5）年に高知市、1931（昭和6）年に横浜市と大阪市（大阪市は京都市よりも早く開設認可を受けていたが、用地買収と運営方法をめぐる問題を抱え、開設できなかった）、1932（昭和7）年に神戸市、そして1935（昭和10）年に東京市で相次いで開設された。京都市は生産者の組織化について先駆的であったが、流通業者ないし消費者の組織化についても先駆けといえるものであった。京都市は組織化という面で、全国のパイオニアとしての役割を担った。

二つ目の影響は、京都市中央卸売市場に参加した169名の卸売業者が、相互扶助を目的とする金融機関として、「京都市中央市場信用組合」（現・京都中央信用金庫）を設立したことである。生鮮食品を扱う卸売業者がその資金運用のために、それぞれに資金を出して融通するということを始めた。もちろん卸売市場が全国初であったので、この信用組合設立も、全国的にまったく例をみないものであった。卸売市場の開設が流通業者・消費者の組織化であるとすれば、信用組合の形成は資金をめぐる組織化であったといえる。

本稿では、この二つ目の影響である京都市中央卸売市場から生まれた京都市中央市場信用組合を取り上げ、その展開過程を追っていくことにする。京都市中央市場信用組合の誕生および展開は非常に興味深いものがある。なぜなら生鮮食品を扱う卸売業者によって設立された信用組合という京都独自の特徴をもっていると同時に、この信用組合は現在「京都中央信用金庫」となっ

て、地域金融機関として確固とした地位を築いているからである。これは言い換えれば、京都中央信用金庫の形成過程を考察することによって、京都の地域金融機関の「独自性」を明らかにしていくということにも通ずる。

一般に信用金庫という金融機関は、戦後の1951（昭和26）年に制定された信用金庫法に基づいて設立され、営利を目的としない会員の出資による協同組織の地域金融機関である<sup>(2)</sup>。営業地域は一定の地域に限定され、中小企業ならびに個人のための金融機関とされる。このため大企業や営業地域外には融資できないという制限があるものの、それは元来、地域社会の発展に寄与するという目的をもっているためである。信用金庫は2016（平成28）年3月現在で全国に265ある。もっとも、これらの信用金庫は1951（昭和26）年に初めて設立されたわけではなく、それ以前から存在した協同組織（信用組合）が前身となって設立された信用金庫が多い。前身となった協同組織（信用組合）も、その活動範囲が各地域に限定されていたために、その「地域性」が強く反映されたものとなっている。本稿で対象とする京都市中央市場信用組合はその典型的な事例であり、京都市における生鮮食品の卸売市場や、卸売業者・小売業者の特徴を反映したものとなっている。それは現在も継続され、京都中央信用金庫は飲食関係の事業者との結びつきが強いという特徴をもっている<sup>(3)</sup>。

さらに京都は、多数ある金融機関のなかでも信用金庫の存在感が強く、静岡県や北海道などと並んで「信金王国」ともいわれる<sup>(4)</sup>。これは信用金庫が地元の企業、とくに中小商工業者とのつながりを重視した結果に他ならないことは言うまでもないが、京都の信用金庫は全国的に見ても特異な存在であることを示している。全都道府県のなかで地方銀行よりも信用金庫の資金量シェアが高いのは京都だけであり、六大都市で大銀行、地方銀行、信用金庫が三者鼎立型になっているのも、京都だけの現象である<sup>(5)</sup>。現在（2016年3月末時点）、全国の信用金庫のなかで、預金残高第1位は京都中央信用金庫の44,008億円であり、第2位の城南信用金庫（東京都品川区）の35,338億円を大きく上回り、

地方銀行と肩を並べる水準にある。<sup>(6)</sup>京都では第8位に「京都信用金庫」の23,712億円が続いている。<sup>(7)</sup>都市の規模から考えると、巨大ともいえる信用金庫が二つも存在していることになる。

ところで京都中央信用金庫については、すでに京都中央信用金庫60年史編纂委員会編『六十年史』（京都中央信用金庫、2000年）などの社史をはじめ、いくつかの先行研究がある。京都市中にあった他の信用金庫に関する研究業績もある。たとえば、京都信用金庫『ここに生まれここに育って五十年—京都信用金庫のあゆみ』（京都信用金庫、1973年）；伏見信用金庫『伏見信用金庫六十年史』（伏見信用金庫、1965年）；石川清英『信用金庫破綻の教訓—その本質と経営行動』（日本経済評論社、2012年）などである。しかし京都市中央市場信用組合の研究あるいは京都市中央卸売市場との関連に関する研究はほとんどない。もちろん、一般に信用組合や信用金庫を対象とする研究は数多くある。その研究業績の多くは信用組合や信用金庫として「成立」あるいは「衰退」に焦点が当てられている。本稿では成立（衰退）過程を無視するものではないが、組合組織と「地域との結びつき」という視点から考察していきたいと考える。なぜなら、現在、地域金融機関において最も重視されている課題が、「地域経済への貢献」「地域密着」などであるからである。逆説的に言えば、信用金庫は地域との結びつきを深化させなければ、地域経済と同様、生き残れない。<sup>(8)</sup>本稿は、このような現在の課題に対して、改めて歴史を振り返る試みである。

以下では、まずわが国の信用組合の形成史を概観し、そのうえで京都市中央市場信用組合の設立に至る過程を追っていく。次に京都市中央市場信用組合が京都中央信用金庫へと移行する過程を考察する。それぞれの展開過程を通して、京都の地域性とどのように結びつき、金融活動にどのように生かしていったのかを明らかにしていきたい。なお、本稿の引用文中には、不適切な表現が含まれている部分があるが、史実であることを重視して、あえて訂正を加えていない。また引用文中には読みやすくするために、句読点を一部

加えた箇所がある。人物の生没年については、可能な限り記した。

## 2 信用組合の形成と京都

現在の信用金庫の由来は、明治期にさかのぼることができる。明治政府は地域の中小零細企業の資金難、地域社会の衰退、貧富の格差拡大などの問題を是正するために、ドイツの信用組合を見習い、金融機関としての協同組織の導入を検討した<sup>(9)</sup>。これは株式組織の銀行という形態ではなく、営業地域や融資対象を限定し、一人一票という運営原理による組織として想定された。政府はこの協同組織の検討過程において、日本独自の協同組織であった「報徳社」にも注目し、積極的に取り込みを図った<sup>(10)</sup>。この結果、当初予定した信用組合の導入は上手くいかなかったものの、1900（明治33）年に「産業組合法」の制定をみた。産業組合の事業部門は、信用・販売・購買・利用の四部門であったが、これらが結局、現在の農業協同組合、信用組合、生活協同組合などに機能分化していった。そのひとつであった信用組合は、明治末期から大正初期にかけて、農村部において急増した<sup>(11)</sup>。もともと、都市部ではほとんど設立されなかったために、多くの中小商工業者は相変わらず資金難に陥っていた。こういった傾向は、1914（大正3）年の第一次大戦によって、わが国の景気が上昇し商工業界に活況をもたらされるようになってからも、依然として続いた。このために政府は、都市部における信用組合の育成・保護の観点から、庶民金融として広範にみられた無尽講を生かそうと、1915（大正4）年に「無尽業法」を制定し、営業無尽を免許制にするなどの規制管理に乗り出した。しかしこれは大きな効果を上げることはできなかった<sup>(12)</sup>。そこで現行の産業組合法の一部を改正（第三次改正）し、同法の枠内で大蔵省と農商務省の共同管理による「市街地信用組合」を設立することになった。この改正案は1917（大正6）年に第三十九回帝国議会で両省の共同提案として出され、改正案は同年7月に公布、11月に施行となった。

改正前の産業組合法で示された信用組合は、人縁・地縁や道義性などが強

調されたが、改正法によって認可された市街地信用組合では金融機能が重視された。市街地信用組合の主要な目的は、中小商工業者が参加することによって信用力を高め、融資を受けやすい自立共助の金融機関として、組合員のために安定した資金確保を図ることであるとされた。この新しい形態の信用組合が、従来の信用組合と異なる点は、(1) 市制施行地または主務大臣の指定する市街地だけで設立できる、(2) 組合員以外の預金も取り扱える、(3) 手形の割引ができる、(4) 販売・購買などの他業を兼業できない、などの点であった。

一般に市街地信用組合はまったく新しく設立されたものと、従来の信用組合から転換するものがあった。もっとも、転換した組合数は少なく、その多くは新しく設立されたものであった。転換した信用組合が少なかった理由は、従来の信用組合が、信用事業以外に販売・購買といった他事業の兼営が認められていたのに対し、市街地信用組合はそれが禁止され、信用事業の単営であったからである。つまり、市街地信用組合に転換しようとするれば、従来まで行なっていた販売・購買などの事業を廃止する必要があった。さらに市街地信用組合になると監督官庁が農商務省のみでなく、大蔵省の監督と検査も受ける必要があった。<sup>(13)</sup>

もっとも、都市部にあった信用組合は、元々中小商工業者の金融を援助する目的で設立されたものが多く、貸出業務が中心とならざるを得なかった。この意味で実際には信用事業の単営であったといえるが、貸出業務を中心としていたために、常にオーバーローンの状態となり、その不足資金は借入金によって補われていた。しかし新しく誕生した市街地信用組合は、組合員以外の預金の受け入れが認められたので、員外預金の比率が大きくなり、オーバーローンの状態は免れたものの、それまでの貸出し中心の組合から貯蓄を重視する機関としての性格を強めた。この点で組合組織としての特徴は薄れたものの、地元住民の認知度が高まり、利用が増加していった。

改正法施行の結果、市街地（市制施行地と指定市街地）では、市街地信用

組合と従来の形態の信用組合が併存することになり、後者は「準市街地信用組合」と通称された。市街地信用組合の新設は、法改正の翌1918（大正7）年には38組合にすぎなかったが、大正10年代から急激に増加した。この増加要因は、第一次大戦後の不況による中小銀行の破綻で中小商工業者の資金難が拡大したこと、さらに関東大震災（大正12年9月）によって被災地への復興資金需要に応じる必要が生まれたことなどであった。信用組合は1925（大正14）年には224組合、1926（昭和元）年には237組合を数えるまでに拡大した。

関東大震災の翌1924（大正13）年末における京都府下の信用組合の状況は、次のようなものであった。規模の順では、新舞鶴信用組合（1910年設立、組合員1,838人）が貯金残高123万6,000円で第一位であり、第二位が京都信用金庫の前身である京都繁栄信用組合（1923年設立、組合員184人、以下は繁栄組合）で97万2,000円であった。もっとも、組合員1人当たりの貯金額では繁栄組合が5,186円であり第一位であった。1人当たりの貯金額の第二位は衣笠信用組合（1915年設立）の2,203円であった。<sup>(14)</sup> 繁栄組合の組合員1人当たりの貯金額が突出しているのは、繁栄組合が株式仲買人の相互扶助組織であり、その預金者が株式仲買人に依るものであったからである。<sup>(15)</sup>

京都市内では地元住民の預金が、従来の郵便貯金から組合預金へと移っていく傾向がみられた。1925（大正14）年2月の新聞によれば、信用組合の預金の伸びは注目すべき現象であったという（『京都市日出新聞』、大正14年2月16日付）。当時、地方に分散していた資金は、郵便局を通じて中央に集中し、国の政策にしたがって運用されていた。しかしそれでは各地域の資金が中央に吸い上げられるだけで、地元の産業資金が失われるということになった。この点に市街地信用組合の存在意義があり、それが組合に対する員外預金の増加という形で現れていた。つまり市街地信用組合が地域の金融機関として定着するのは、郵便貯金が地元の投資に回ることはないという認識の深まりがもたらしたものといえる。

1927（昭和2）年の金融恐慌は東京から全国に波及していった。この恐慌が農村部を基盤とする産業組合系統の金融機関に及ぼした影響は、それほど深刻なものではなかったものの、都市部を中心に大きな影響をもたらした<sup>(16)</sup>。預金取付けに対する不安は大きく、とくに市街地信用組合は員外預金が多かったため、この点で他の組合組織よりも影響は大きなものであった。さらに市街地信用組合のなかには、休業銀行に預けていた「預け金」の凍結による影響を受け、預金支払いに支障をきたす組合もあった<sup>(17)</sup>。もっとも、当時（昭和2年4月22日現在）、京都府下の産業組合（信用組合を含む）の銀行に対する預け金状況をみると、産業組合と京都府信用組合連合会（以下は府信連）が銀行に預け入れしていた預金総額は12,588,598円であり、そのうち休業銀行に対する預け金は545,771円で、預金総額の約4.3%であった<sup>(18)</sup>。預け金の割合はそれほど大きなものではなかったために、組合は休業あるいは破綻という状態に陥ることはなかった。銀行に対する庶民の預金は漸減傾向にあったが、これと相反するように、金融機関としての産業組合に対する認知度はむしろ高まっていった。たとえば、京都府下においては、丹後共立銀行（京都府竹野郡）と丹後商工銀行（京都府峯山町）が同年3月8日に、桑船銀行（京都府亀岡町）が3月23日に休業し、山城銀行（京都市）は休業を発表してなかったものの、事実上の休業状態にあった。これらの銀行に預け入れをしていた産業組合では多少の影響が出たものの、府信連が応急資金の準備をしたことによって、甚大な影響は回避できた。

1927（昭和2）年4月に発足した田中義一（1864—1929）内閣は、高橋是清（1854—1936）蔵相のもとで緊急勅令としてモラトリアムを公布し、3週間の支払猶予を行なうことを決め、全国の銀行に対して4月22日と23日の休業を命じた。こうした銀行の動向とは異なり、産業組合のうちで休業した組合はごくわずかであった。多くの組合は預金の支払について制限を加えたものの、営業は継続した。25日以降も京都市内の市街地信用組合は定期預金を除き、モラトリアムの期間中に限り1口50円を限度に、払戻しに应ずるこ

とを申し合わせていた。郡部の産業組合や信用組合においても、制限はつけなかったものの、緊縮方針をとりながら、組合員の要求に応ずる方針がとられた。

金融恐慌によって大打撃を受けたのは中小銀行であった。さらに「銀行法」<sup>(19)</sup>の制定によって、銀行の集中合同化が全国的に進み、中小銀行は淘汰整理されていった。1926（昭和元）年末に1,420行あった普通銀行数は、3年後の1929（昭和4）年末には881行と4割近く減少した。そしてこうした中小銀行と取引関係のあった中小商工業者と一般利用者も打撃を受けた。さらに中小銀行が淘汰整理されていくなかで、合同や合併によって規模が大きくなった銀行は、一般利用者とは縁遠い存在となっていた。この点で大銀行は金融恐慌の被害を軽減する役割は果たせなかった。『信用金庫史』（全国信用金庫協会編、1959年）によれば、「銀行は金融恐慌以来、庶民階級の銀行たることを全く廃し、大企業ないし中企業の銀行となつたのであって、このことは庶民階級の銀行の欠如を意味する。と同時に、庶民金融専門の金融機関の活動が期待されていることを意味するのである。固有の意味において庶民階級の金融機関である市街地信用組合の活動は、庶民階級の期して待つところとなつたのである」<sup>(21)</sup>とされている。

庶民金融機関は地域社会に密着した資金融通機関であると、よくいわれるが、その特徴が顕著に現れたのが金融恐慌時<sup>(22)</sup>であった。一般の中小銀行が休業や破綻に追い込まれるなかで、市街地信用組合の休業や破綻はほぼなかった。いずれも経済不況という外部要因と、経営体質の脆弱性という内部要因を抱えているという共通性はあったものの、おそらく違いが生じたのは、地域社会に対する密着度に関係していると考えられる。わが国の銀行の場合、その設立に関わってきたのは、地方地主・豪商・政商・旧華士族であった。この点で企業との結びつきが強く、一般に機関銀行といわれた。したがって、経済不況期に企業が低迷し倒産するとともに、機関銀行も同様の運命をたどらざるをえなかった。銀行は企業と共生関係にあり、銀行を支えていたのは

企業の成長であった。そして銀行が危機に直面し、それを救ったのは行政指導であり、その指導は「合同合併」という形態をとった。その一方で、市街地信用組合が危機を乗り越えることができたのは、地域における組合員の結束とともに、員外預金者であった。前述の記事のように、地域における員外預金の増加こそが、経済不況期を乗り越えるうえで大きな役割を果たした。

京都の繁栄組合が預金の勧誘を積極的に始めたのは、1936（昭和11）年頃であった。直接のきっかけは二・二六事件であった。というのは、二・二六事件で証券取引所の立会いが停止になると、預金集めに外に出る時間が確保できた<sup>(23)</sup>からである。繁栄組合に対する認知度が低いなかで、顧客層を拡大できたのは、単に掛金が銀行よりもわずかに安いということだけでなかった。前述のように、従来の銀行では困難であった地元経済への貢献につながっているということもあった。地域の企業や住民とのつながりは、いみじくも経済不況のなかで鮮明になっていった。

その後も、1938（昭和13）年4月に「国家総動員法」が公布され、戦時体制に突入するとともに、わが国の経済は大きな変貌を遂げていった。自由経済から統制経済へと方向転換していった。経済統制は金融統制から始まった。軍需面での生産力拡充を促進するために、膨大な資金の裏付けが必要とされたためである。多額の財政資金を投入する一方で、金融機関による産業界への豊富な資金供給が保証されなければならなかった。政府は直接的な資金統制を行なうため、前年の1937（昭和12）年に「臨時資金調整法」を發布し、軍需産業とその関連産業に資金が集中するように誘導した。

繁栄組合も他の金融機関と同様、金融統制の影響を受けた。繁栄組合の本来の事業は、証券取引所の決済資金の調達であったが、経済環境の変化は組合経営に大きな影響をもたらした。そして戦時体制の強化によって「新体制」が要請されるなかで、低金利という国策に応じるため、それまで一割を維持してきた繁栄組合の配当は、六分以下に引き下げるように命じられた。定期預金の金利も、京都府下の金利協定に基づいて引き下げられた。1940（昭和

15) 年 11 月に産業組合法施行規則も一部改正されて、資金運用に対する統制も行なわれた。前述の国債の消化と生産力拡充資金の調達のために、各市街地信用組合の増加預金の三分之一を、中央（産業組合中央金庫）へ吸い上げるという方策がとられ、「債券購入特約預金」という制度も設けられた<sup>(24)</sup>。この吸い上げられた資金は、国策産業へ投資するという体制の確立であった。さらに翌 1941（昭和 16）年 6 月の「国民貯蓄組合法」によって、国民を貯蓄組合へ組織し、遊休資金を効率的に吸い上げることが始まった<sup>(25)</sup>。政府は地域、職場、産業組合、青年団、宗教団体など毎に、「国民貯蓄組合」を組織し、国民をいずれかに所属させて、貯蓄奨励目標の達成を半ば義務付けた。こうして組織された貯蓄組合の団体預金を、各市街地信用組合は扱うことになった。

こうした展開の中で資金の面で、国家目的が最優先され、地域の必要性は抑えられた。これに対して市街地信用組合が本来の事業を遂行するためには、今まで以上に多くの預金を集める必要があった。もっとも、それもまた「国民貯蓄増強」という国家目的に沿うものであり、国家目的の範疇に組み込まれていった。政府によって市街地信用組合の目標も決められ、預金増強の促進が図られた。そして 1942（昭和 17）年 5 月には、「市街地信用組合統制会」の設立によって、全国の市街地信用組合の資金運用に関して、より直接的に中央統制することが始まった<sup>(26)</sup>。戦況の厳しさが増した翌 1943（昭和 18）年には、中央統制強化の一環として、市街地信用組合は産業組合と区別された金融機関としての地位を認められることになった。従来まで市街地信用組合は、産業組合法において「産業組合法第一条第四項の規定により、手形の割引または貯金の取扱をなす信用組合」とされてきたが、ここにおいて独自の「市街地信用組合法」が制定されることになった<sup>(27)</sup>。

この法律によって市街地信用組合は、明確に都市部の組合金融機関として位置付けられた（それまでは市街地信用組合は公称ではなく通称であった）。事業区域は都市部の広い地域となり、組合員資格は、当該区域の居住者、商工業者、そこに勤務するもの、さらに非営利法人（商業組合・工業組合）・小

規模営利法人（資本金5万円以下）とされた。それまでは員外預金の受入れについて「有限責任」と名の付くものは、出資金・積立金の合計額までという制限があったが、それも撤廃された。そして監督官庁も、農林省・大蔵省の両省共管から、大蔵省の専管となった。こうして市街地信用組合は、産業組合とは異なる金融機関として認められながら、地域貢献（地元の中小企業や組合員の資金需要に応えるなど）のための組織という本来の役割を失っていった。

市街地信用組合法の制定によって、繁栄組合においては、組合員は京都市内に居住する個人、商工業者、京都市内に職場をもつ者となり、組合員資格の限定はほぼ無くなった。<sup>(28)</sup> これまで地域貢献を重視していた繁栄組合が、戦時体制のなかに組み入れられ、国家の資金流通の中で一定の役割を果たすことが求められ、本来の役割を急速に失っていった。もっとも、京都の場合、これは金融機関だけでなく、金融機関の資金供給先であった中小企業自体も戦時体制の影響を受けた。たとえば、1940（昭和15）年7月7日に施行された嗜好品等製造販売制限「七・七禁令」によって、西陣の織物業界をはじめ、京都の伝統産業は戦火に見舞われる以前に、すでに壊滅的な打撃を被っていた。

このような状況の中で繁栄組合が生き残る道は、多くの市街地信用組合と同様に、新しい組合員を組織し、預金を集め、地域の金融機関としての業務を遂行していく以外になかった。しかし他の多くの市街地信用組合と異なり、繁栄組合は株式仲買人の資金融通組織として出発したものの、母体となる同業組合などがあったわけではなく、この点で協同性はきわめて弱かった。もっとも、見方を変えれば、繁栄組合は地域や業種が限定された協同性から解放されたために、公共性の高い金融機関に脱皮しやすくなったともいえる。たとえば、前述のように国民貯蓄目標が定められ、「銃後の市民の貯蓄報国」として、一定額の貯金をし、国債・債券を消化することが、半ば義務付けられていた。地域・職域・産業団体などで「貯蓄組合」が結成され、預金が集め

られ、その金額を競うという状況になった。京都市の国民貯蓄組合全体の1943（昭和18）年の目標額は5億7,200万円とされ、その内訳は、地域は1,400万円、職域は800万円、産業団体は1,400万円、その他の団体は4,400万円であった。貯蓄のために、それぞれの社会的なつながりによって組織が形成されたが、繁栄組合は自らの経営基盤を確立するという目的もあって、1944（昭和19）年8月から積極的に「町内会」組織への浸透を図り、貯蓄組合を組織していった。また与信面では、繁栄組合は証券金融が激減した代わりとして、軍需関係の資金需要に応えるようになった。さらに信用保証協会の斡旋による証書貸付を開始し、庶民金庫（政府が出資した戦時金融施策のひとつ）の代理業務である小口貸付を増やしていった。これらの多くは国家目標に沿うものであったとはいえ、繁栄組合は戦時下において組合金融として生き残った大きな要因でもあった。

### 3 京都市中央卸売市場と仲買人

繁栄組合（1923年設立）とは異なる脈絡で、京都市において信用組合が誕生した。それが京都市中央市場信用組合（1940年設立）であり、その母体となったのは、京都市中央卸売市場であった。京都の卸売市場は、1923（大正12）年に施行された中央卸売市場法に基づいて、1927（昭和2）年にわが国で最初に開場した市場であった。それまで市内に分散していた八つの卸売市場を一ヶ所に統合し、下京区の私有地に設けられた大規模市場であった。この中央卸売市場で重要な役割を担ったのが、仲買人であった。中央卸売市場の開設とともに、卸売人と仲買人との業務分離が明確になったが、それまでの市場問屋制度では卸売と仲買を兼業したものが多かったために、単一の卸売会社に多数の仲買人が置かれるという形態がとられた（この形態は世界でも類をみない独特のものであった）。仲買人はセリ売りに参加して、生鮮食料品を評価し、品物を買出人（多くは小売商）に売渡す分荷の役割を担った。中央卸売市場は仲買人による評価機能と分荷機能という二つの機能から成り立っ

ていた。中央卸売市場としての評価は、この二つの機能が完全に行なわれているかどうかで決まった。基本的に仲買人は卸売人に従属せず、買出人に負担せず、独立の立場から自由に活動することによって、市場の機能は活発になった。この故に仲買人は市場外の買付けおよび委託販売を受けることを禁止され、商品は市場内で卸売人から入手することが原則であった。<sup>(29)</sup>

京都市中央卸売市場は1927（昭和2）年10月に、鮮魚部・川魚部・青果部・塩干魚部の四部について、その所属仲買人の収容に関する告示を出し、仲買人の業務許可の申請手続きが行なわれた。仲買人はほぼ個人業者であったが、施行細則によって収容仲買人数は、鮮魚部180人以内、川魚部50人以内、青果部120人以内、塩干魚部110人以内と定められた。もっとも、鮮魚部と塩干魚部の仲買人は、市長の許可を得て、互いに他の仲買業務を兼ねることが可能であったので、実際に収容された員数は、各部とも定員よりも少なめであった。<sup>(30)</sup>しかし仲買人は、前述のように市場外の買付および委託販売を受けることを禁止されていたので、旧市場のような仲買口銭の薄利を、問屋業による利益で補うなどのことができなかった。とくに専業仲買人の経験のない旧問屋出身の仲買人は、業務の集中化と公開化のために、それまでのような利益をあげることができなかった。

さらに、仲買人の基盤は脆弱であったために、昭和初期の農産物価格の暴落の際には、仲買人は大きな打撃を受けた。農産物価格の暴落は、卸売人（会社）に比して、仲買人のほうに大きな打撃を及ぼした。卸売市場における仲買人1人当たりの取扱金額は、1928（昭和3）年度で平均53,987円、1929（昭和4）年度で平均55,378円であった。1931（昭和6）年度ないし1934（昭和9）年度でも、たとえば鮮魚部仲買人1人当たり取扱高において、年額約12万円ないし約18万円の仲買人は、176名のなかで12～3名に限られ、平均5万円ないし10万円程度の取扱高にしかすぎなかった。<sup>(31)</sup>

卸売人（会社）と仲買人の売買方法は公開のセリ売が採用されていた。当時、セリ売り時の買値はマスメディア（新聞・ラジオ）によって広く知られるよ

うになり、小売商は仲買人との商談において有利な立場で進めることができた。そのうえ仲買人に大きな打撃を与えたのは、資金面で苦しい状況に立たされたことであった。卸売人（会社）と仲買人の取引は原則として現金取引が採用されたが、掛け取引の場合は計算期間を15日以内の短期とし、支払いを延ばすことは業務規定において禁じられていた。ここにおいて仲買人が資金調達のために、自ら保有する卸売会社の株券を担保として、借入もみられるようになり、仲買人の経営悪化がみられた。一方、小売商と仲買人の取引は、市場における商慣習が引き継がれて1ヶ月勘定であったので、中央卸売市場では仲買人はそれまでの約2倍の運転資金を必要とし、さらに供託保証金も必要になった。<sup>(32)</sup>この仲買人の供託保証金は、京都市中央卸売市場業務規定第38条に規定されたものであった。仲買人は業務許可日から15日以内に、鮮魚部は400円、川魚部は200円、塩干魚部は300円を、京都市に対して供託するというものであった。また仲買人の買入制限額は各部とも1名について3,000円とされ、買入高3,000円を超過した場合は支払期日内であっても、代金決済の義務を負うことになった。こうして中央卸売市場の開設以前の仲買人と小売商の顧客関係は、市場の開設とともに崩れ、仲買人の経営悪化を招いた。

そのほかにも卸売人（会社）の受荷数量の減少、仲買同業者間の競争、中央卸売市場に対する認識不足なども加わり、仲買人は経営不振に陥った。仲買人相互の競争と取引価格の公開によって、その口銭率が減少したばかりでなく、仲買業務自体の営業費が膨張したことによって、その収益は縮小した。卸売人（会社）に比べて法制上も実質的にも不利益な立場にあった仲買人は、自らの權益を守り、地位を向上するために結束する必要がある<sup>(33)</sup>。そこで各所で「仲買組合」が組織された。1927（昭和2）年に京都生魚<sup>なまうお</sup>仲買組合が組合員数159名で設立された。この組合員数は増え続け、1935（昭和10）年には176人に増加した。1929（昭和4）年に京都海産物仲買組合は組合員数90名で設立された後、1935（昭和10）年には110名に達した（これが塩干魚部

の上限になった)。その後も京都青果仲買人組合、京都川魚仲買組合と相次いで設立された<sup>(34)</sup>。これら組合に所属する仲買人には、前述のように鮮魚と塩干魚とを兼業するなど、各部にまたがって兼業している人もいた。

仲買人の団体活動については、たとえば京都生魚仲買組合では、組合員は旧市場の地区ごとに第一部（上の店）、第二部（錦の店）、第三部（問屋町）、第四部（その他）の四部に分かれ、組合員の権益擁護・業務の改善・会員相互の親睦などをはかっていたが、金融上の相互扶助の斡旋などは行わず、卸売人（会社）に対する仲買人（仲買組合員）の卸売代金の支払いの仲介斡旋なども行なっていなかった。卸売代金の支払いに関しては、京都塩干魚仲買組合や京都青果仲買人組合も同様であった。金銭に関する事業を行っていた組合をあげるとすれば、京都塩干魚仲買組合であり、この組合では組合員の買出人（小売商）に対する売掛代金を回収するため集金部を設けていた。集金部の設立は当初、京都市外の買出人に対する売掛代金の集金をするために計画されたものであったが、次第に市内の買出人の集金にまで及んだ<sup>(35)</sup>。

中央卸売市場の取引には独特の商慣習が残っていた。仲買人が大量買受を行なって売場に配列された商品は、前述のように小売商や料理店などの買出人に販売されるものであり、双方の取引は相対売買の形態をとった。その売買代金の40%は現金取引であり、残りの60%は貸借関係を結ぶという方法がとられた。掛売代金の清算日は基本的に毎月26日であり、翌月6日を支払日としていた。買出人に対する猶予日は、信用状態によって伸縮があったものの、通常支払日より5日間の猶予期間があった<sup>(36)</sup>。鮮魚部・塩干魚部の仲買人は、買出人で期日内に代金決済を行なう場合には、「歩戻金」（完納奨励金の意味合いがあり、手数料の一部をキャッシュバックする）を出していた。その率は2%であった。卸売人と仲買人との間にも歩戻金があり、中央卸売市場の開設前には問屋から仲買人へ、京都市魚問屋組合（鮮魚）では生魚3分・正味物1分5厘、西納屋海産物組合（塩干魚）では2分、京都果実合名会社（青果）では4分5厘の歩戻しが行なわれていた。卸売市場が開設されてからも、

卸売人から仲買人へ、仲買人から買出人へ歩戻しが行なわれた。歩戻しについては、卸売人がその負担を強いられていた。つまり、仲買人は卸売人から歩戻しを受けて買出人に与えるので、その差額が儲けとなり、買出人は消費者に対して、もちろん歩戻しをしないので、仲買人から受け取る歩戻しそのまま儲けとなった。結局、歩戻しの負担者となったのは卸売人だけであり、卸売人にとって中央卸売市場の開設とともに廃止したいことであったが、商慣習として残ってしまった<sup>(38)</sup>。

一方、中央卸売市場開設後の仲買人は、経営不振の打開策として、卸売人（会社）に援助を申し入れていた。たとえば、具体的には運賃の会社側負担あるいは補助、歩戻金の増額、資金の借入などであった。多くの仲買人は卸売人（会社）へ出資している株主であったので、いわば株主団の会社への要求であった。そこで、仲買組合長の重要な役割のひとつは、仲買人の代理人として歩戻しの問題などをめぐって、会社側と交渉することになった。歩戻しの問題は、京都以外の他の市場でもみられたが、市場取引上の慣習として根強く残っていた。卸売市場の開設によって、取引形態として延べ取引が廃止され、現金取引が漸次多くなって、この商慣習はいずれ廃止されるものと考えられていた。しかし、歩戻金の全部または一部を、仲買人と買出人の信用を高めるための各種組合（仲買人組合と買出人組合）その他の資金源に振り向けるべきであるという、積極的に評価する意見もみられた。

そして1936（昭和11）年頃に仲買人の経営状態の悪化を受けて、廃止されるはずの歩戻しの再評価の動きが起こった。歩戻しが単なるサービスではなく、取引実態に合致したものであるという評価でなされた。その論拠は、

- (1) 仲買人は歩戻しによって、売買の両面で決定の迅速さが加わり、全体としてセリ取引に活気を与えている。
- (2) 歩戻しは仲買人の受け取る利得の一部をなすものであり、仲買人にとって重要かつ確実な収入である。
- (3) 仲買人の買受代金の支払い、その他融資などに効果があり、総じて

市場の取引が円滑に運ぶ効果がある<sup>(39)</sup>。

というものであった。歩戻しはむしろ「仲買奨励金」とされ、京都市中央卸売市場では鮮魚部仲買奨励金は3分（塩干魚部は2分、青果部は3分）であり、その他に店舗配達料を会社負担約2厘5毛（安値のときは3厘弱）とされ、東京市中央卸売市場と比べて3～4厘高く、大阪市中央卸売市場と比べて8厘高かった<sup>(40)</sup>。結局、この歩戻し制度は1940（昭和15）年の中央卸売市場の機構改革まで継続されることになったが、同年8月の商工省指示に基づく卸売手数料の引下げ（1割から6分）とともに、荷主奨励金の廃止に合わせて、歩戻金も廃止された。

京都市中央卸売市場の仲買人の取引銀行は、主に野村・三和・川崎第百であったが、各銀行に仲買人の預金はなかった。しかし野村銀行は仲買人に対して特殊金融機関としての役割をもち、京都生魚株式会社の株主であった仲買人に対して、会社役員の見受保証に基づく株券を担保にした営業資金に限って融通していた。これらの銀行と貸借関係を結ぶ仲買人は40～50名であり、その融通額は1年当たり15～25万円であった（昭和10年度）。その貸付条件は（1）卸売人である生魚株式会社に対する支払代金であること、（2）融通額は1株につき15円以内であることなどであった。貸付利率は日歩1銭6厘～1銭9厘であり、貸付期間は1ヶ月程度の短期とそれ以上の期間にわたる長期があったが、短期のほうは仲買人の約3分の1、長期のほうは約3分の2が利用し、長期の利用のほうが多かった。

仲買人は卸売会社の株主であり、その株の払込金として営業資金をあてていたので、時に運転資金が不足することがあり、それを補う意味で貸付を利用していた。また資産状態が良好な仲買人に対する銀行貸付額は8万円程度であり、それを利用した仲買人は15名ほどであった<sup>(41)</sup>。それ以外の個人的な貸借関係や信用組合の利用はなかった。たとえば、塩干魚会社役員個人の資格で組織していた特殊金融機関である「金融会」に対して、銀行から信用貸付を行ない、「金融会」は仲買人に対して、1株10円（株価の半額）の割合で

株券を担保とした貸付を行っていた。このような経路を通じた銀行から塩干魚部仲買人に対する間接的な資金融通額は1年当たり約15万円（昭和10年度）であった。

一方、仲買人から生産物を買付けのために来場する買出人は、市内にある公設ないし私設小売市場に所属する小売商をはじめとして、市内に店舗を構える各種の小売業者、荷車・自転車などを使う行商人、料理屋・食堂・旅館などの大口消費者であった。買出人の資格については法的な規定はなく、金融面などにおいて何ら保護を受けていなかった。京都市中央卸売市場に出入りする買出人の数は、平均約6,000人と推定され、そのうち鮮魚部・塩干魚部を合わせて約3,000人であり、両部兼業買出人は約600人であった。買出人1人当たり取扱高（昭和10年時点）は、年額で最高約1万円から最低約200円であった。<sup>(42)</sup>

この買出人も組合を形成していた。たとえば、鮮魚部・塩干魚部の買出人は、錦友会・恵比須・南栄会・昭和会・中央鮮魚会・蒲鉾商組合・塩干同盟会・商栄会・光恵会・向陽会という10団体を構成員とする「京都市中央卸売市場買出人組合」を結成していた。この組合では、構成員である団体会員以外でも、営業に関係する人について、準組合員として加入を認めていた。買出人組合は1937（昭和12）年に「京都鮮魚買出組合」と「京都海産物小売商組合」の二つに分かれ、新しい構成団体として錦盛会・有益会・右京鮮魚会・城南魚業組合・丹鮮会・洛西魚友会などが誕生した。<sup>(43)</sup>

出荷者側においても、中央卸売市場の開設によって動きがみられた。市場の位置が交通の要地に画定され、それまで散在していた各卸売市場が統一され、さらに取引機構に統制が加えられた。そのために荷物の仕向け地が統一され、生産者による共同選別・共同出荷・共同荷造りなどの出荷管理が容易にできるようになった。これまで出荷者の負担となっていた問屋までの運賃が節約できるようになり、商品の傷みや紛失などの損害も減り、売買と運搬の時間も短縮できた。さらに前述のように、生鮮食料品の公定相場と市況が

公表されたため、生産者側における出荷対策上の有利性が大きくなった。出荷者は毎日の市場取引の結果を知ることによって、出荷品の販売価格の予測ができるようになり、それと同時に需給動向の判断も、これまでに比べて容易かつ正確になった。とくに卸売会社は、地方自治体によってその信用力や営業能力などがチェックされ、その業務の開始にあたっては一定の保証金を市場開設者（地方自治体）に納入した。これに対して出荷者（荷主）は仕切り金について権利を行使できた。出荷者と卸売会社との契約については、市場開設者が承認した「受託契約準則」によって運賃や手数料などに関する契約内容が明確にされ、出荷者は安心して卸売会社に委託出荷することができるようになった。

中央卸売市場の開設による卸売市場の集中化は需要の集中を招き、売買取引機構の秩序化と相まって、中央卸売市場においては、品種・品質・荷造りなどの規格で統一した大量の出荷品が著しく有利となった。この動向は農山漁村において農会・水産会の指導を中心とする出荷組合・販売組合・生産組合などの団体の拡大強化を促し、生産地における合理化運動を促進する役割を果たした。<sup>(44)</sup> 出荷者は共同出荷などを考慮して、生鮮食料品の商品化を進めた。そういった出荷面での動きだけでなく、出荷商品の市場性が高まり、府県農会やその他の農業団体も、京都市ばかりでなく京阪神の市場を対象にして、生産計画や販売計画を立てることが可能となった。こうしてそれまでの消費地市場の無統制状態と生産地の無調整状態に基因した過剰供給による価格暴落あるいは過少供給による価格暴騰など、市場価格の乱高下は、ある程度是正された。これは公定相場の公表と相まって、価格の平準化をもたらした。

#### 4 経済統制と京都市中央市場信用組合

中央卸売市場をめぐって、以上のような動向がみられるなかで、1937（昭和12）年の日中戦争開始とともに、経済統制色が強まった。一般に経済統制によって生鮮食料品を中心とする生活必需品が不足し始め、卸売物価の高騰

を招いたが、京都市中央卸売市場においても入荷量の減少などで大きな影響を受けた。

1937（昭和12）年12月に臨時物価対策委員会は「生活必需品に関する応急対策」等に関する一連の答申を行ない、そのなかで「生鮮食料品については、中央卸売市場制度の普及改善を図ると共に、地方食料品卸売市場及び小売市場の整備改善につき、消費者の利害に充分なる考慮を払い、考究されんことを望む」と記して、戦時下における卸売市場の役割の重視を強調した。生鮮食料品の物価問題を解消するには、卸売市場の機能を活用するより他ないと考えたためであった<sup>(45)</sup>。さらに政府は1938（昭和13）年4月に物価委員会令を公布し、中央と地方に物価委員会を設けて、本格的に価格統制に乗り出した。これによって公定価格制が始まるとともに、生鮮食料品も価格統制の対象となった。

生活必需品に関する価格対策のなかには「道府県の中央卸売市場、公設・私設小売市場に指導員を置き、卸売価格の2～3割内外の標準小売価格を守らせる<sup>(46)</sup>」という項目が含まれていた。2～3割内外というのは、卸売市場から小売店までの運賃5%、目減り10%（魚の場合は氷代5%）、小売商の利益分10%という数字に基づくものであった。生鮮食料品に対する公定価格制度は、1938（昭和13）年7月に商工省が「物品販売価格取締規則」を公布したことに始まった。これは価格高騰がみられた鶏卵について、生産者販売価格・卸売価格・小売価格の上限を指定し、価格の引き上げを禁止したことが最初であった<sup>(47)</sup>。その後、公定価格は魚・肉類にも適用された。

そして1939（昭和14）年10月に公布された価格等統制令によって、「九月一八日（指定期日）の価格停止」の措置がとられた。しかし停止の基準となった「九月一八日現在の価格」は地域や店ごとに異なり、統一のとれたものとはならなかった。とくに生鮮食料品の公定価格の設定は困難であった。このために1938（昭和13）年から1939（昭和14）年にかけて、政府による生産・流通の両段階での各種価格統制策は、鮮魚や青果物を適用外としていた。し

かし1940(昭和15)年になると、商工省が水産物の統制を骨子とする「生鮮食糧品小売会社設置要綱」を制定して、卸売人の手数料や仲買人の口銭、小売業者の利益などの中間経費の引下げをする方針を明らかにした。こういった状況のなかで仲買人が資金面で苦境に立たされた。卸売人と買出人の間で現金取引をしなければならない仲買人は、常時、運転資金をもっていなければならないなかった。しかし京都市中央卸売市場の立地する下京区を営業区域とする普通銀行においては、仲買人に対する貸付条件は厳しいものであった。こうして1938(昭和13)年頃から仲買人のなかで自らの運転資金の確保を図るために、自前の信用組合を設立しようという声が高まった。

信用組合を設立するために積極的に動いたのは、鮮魚部に属する京都生魚仲買組合であった。とくに熱心であったのは、鮮魚部の卸売人である京都生魚株式会社の内務部長を務めていた西村喜三郎(以下は西村)であった。西村はすでに設立されていた東京の「京橋信用組合」(現・東京シティ信用金庫)などを調査し、京都でも同様の信用組合の設立を考えた。西村の調査結果に基づいて、1940(昭和15)年2月に京都生魚仲買組合は全組合員169人が発起人となって、信用組合の創立総会にこぎつけた。この総会において、産業組合法に基づく「有限責任京都市中央市場信用組合」(以下は中央市場信用組合)の設立が正式に決議された。同時に組合長以下12人の役員(理事9人と監事3人)の就任も決められた。組合長は本田福三郎(京都生魚仲買組合副組合長)、副組合長は小島常三郎(同仲買組合副組合長)、理事は木下仙太郎(京都生魚仲買組合組合長)、池田清三郎(京都生魚株式会社監査役)、早野安次郎(京都生魚仲買組合副組合長)、服部末次郎(同仲買組合副組合長)、奥島光四郎(同仲買組合参与)、高田幸次郎(同仲買組合副組合長)、西村(京都生魚株式会社内務部長)、そして監事は岩谷政次郎(京都生魚仲買組合部長)、吉岡清三郎(同仲買組合部長)、山田安之助(同仲買組合部長)であった。<sup>(48)</sup>

1940(昭和15)年4月に「設立許可申請書」が京都市長に対して提出(京都府知事に回付)され、5月に知事名による「設立許可書」が京都生魚仲買

組合に届いた。それを受けて出資金の引受けに取りかかるが、出資金は1口50円として、15口(750円)と30口(1,500円)のいずれかを1人当たりの出資額と決められた。169人の発起人(仲買人)は、74人が15口、95人が30口の出資をして、出資金は計19万8,000円となった。6月に出資金払込み完了届および組合員原簿(190人)が京都府に提出された。そして中央市場信用組合として初めての臨時総会が開催され、6月18日から業務が開始された。これとほぼ同時に、中央市場信用組合は京都府信連と産業組合中央会に加入した。

中央市場信用組合は当初、帳簿の整理や伝票の作成などの業務に追われる一方で、想定されていた主要な業務である預金受付業務のほうは少なかった。これは戦時体制下の経済統制の強化によって、本来の業務が妨げられていたためである。1940(昭和15)年になって、政府による生鮮食料品の配給・価格統制策が相次いで発表されたが、6月に「暴利行為等取締規則」(商工省令)の再改正・公布と、青果物配給統制規則等によって戦時統制がさらに強化された。京都府警察部保安課は本部を堀川警察署に置いて、中央卸売市場に関連する業者の一斉召喚と取調べを行なった<sup>(49)</sup>。その対象となったのは仲買人であった。その間の事情は次のようなものであった。

内務省の暴利取締令の改正強化は、まず何を暴利とするかの認定が必要であった。いわゆる「九・一八価格停止令」から一応除外されていた生鮮魚菜類は、京都市中央卸売市場において七~八月頃から全く驚くべき騰勢を示した。またこの停止するところを知らぬ魚菜価格の上昇は、消費者大衆の戦時下の食生活を脅威するに十分であった。このため市場内の自肅的措置、例えばセリ参加者減少、産地指値禁止、最高標準価格制などが行われたが、いずれも裏目に出て、入荷は需要に追従できなかった。そのため検察当局は、中央市場の比較的脆弱とみられる仲買人層を衝いて「本陣」を陥れようという政治的意図があらわれ、東京、神戸その他の卸売市場に見られない取締りの強制が演出されるようになった<sup>(50)</sup>。

京都府保安課の調査によると、1937（昭和12）年2月と1940（昭和15）年2月の価格比は、にんじん247、たまねぎ150、きゃべつ178、ほうれんそう420、はくさい448の指数を示し、それぞれの年の6月の価格比も、44～100%の価格上昇を示した。保安課はこれを「暴利」と認定して、魚類170人、野菜90人の仲買人および公設市場の買出人4,000人を一斉検挙した。<sup>(51)</sup>そして、仲買人の2割以上、立売人の2割以上、小売商の2割以上にあたる150余名を、買入れ違反および販売違反として検挙し、各署へ留置して取調べを行なった。さらに1割以上の利益を上げている業者に対して営業停止とした。この結果、1940（昭和15）年8月8日の中央卸売市場は立会い不能という状態に追い込まれた。<sup>(52)</sup>

一方、1940（昭和15）年8月には商工省が全国の中央卸売市場の関係者を集め、「生鮮食糧品配給および価格の統制要綱」を発表し、価格抑制を指示した。仲買人に対しては取扱品目の限定と専門化、仲買人の中での転売禁止、口銭率の抑制（さしあたり仕入れ価格の1割を上限とする）、仲買人数の削減などが求められた。このように営業活動を制限された仲買人は、中央市場信用組合を融資機関として利用することはあっても、そこに預金をする余裕はなくなった。当然、中央市場信用組合は貸付にまわす資金について不足がちになった。それにもかかわらず、中央市場信用組合の開業初年度は、信用組合としての機能を維持し、営業日数は161日、預金残高21万9,409円、貸出残高20万6,052円（預貸率93.9%）で、余剰金50円を計上し、その全額が準備金に繰り入れられた。<sup>(53)</sup>組合員は当初から29人増えて198人となった。

1941（昭和16）年になると、政府は物価騰貴を抑えるための価格統制に加えて、物資不足に対処するために配給統制をさらに強化した。前年の「鶏卵配給統制」に続いて、4月に「鮮魚介配給統制規則」、9月に「食肉配給統制規則」を公布・施行した。これらの統制によって、塩干魚を除くすべての生鮮食料品が一元的に出荷・配給統制措置の対象となった。配給統制の強化にもなって、全国の中央卸売市場では機構改革が行なわれたが、京都市中央

卸売市場では鮮魚部において大きな変化があった。鮮魚部は鮮魚介配給統制規則に基づいて、大阪市中央卸売市場内に設立された「京阪神鮮魚介配給統制協会」(指定荷受け・配給機構)の構成員となり、京都市中央卸売市場から消えることになった。それとともに、卸売会社である京都生魚株式会社は、大阪魚株式会社と合併して「西日本魚株式会社」となり、同社の京都支店となった。

このような配給統制の強化と中央卸売市場の変貌のなかで、仲買人制度が廃止された。<sup>(54)</sup>1941(昭和16)年9月に農林省は、5大都市(東京・大阪・京都・神戸・横浜)の中央卸売市場に所属する卸売人と仲買人の代表者に対して、中央卸売市場改革の要綱を示した。それは、①卸売人の機構や手数料については、現状のままとする、②仲買人制度は廃止する、③末端小売配給機構を整備し、卸売人と直接結び付ける、④仲買人は卸売機構と末端配給機構に吸収し、荷捌きなどに従事する、⑤転業・廃業する仲買人には相当額の補償をする、というものであった。当時、京都生魚仲買組合の副組合長であった小島常三郎は、仲買人廃止に至るまでの経緯について、次のように語っている。

東京で農林大臣(井野碩哉)の志達を受けて帰洛してからの一ヵ月間は、ほんとうに針のムシロに座ったようで、他人でない苦しい思いを過した。(中略)仲買人としては万<sup>マ</sup>こ<sup>マ</sup>の涙をのんで勝つための国家体制に協力せねばならぬ。そうした純粋な服従があった。仲買人の身のふり方、その(途の)選び方に苦心し斡旋に肝胆をくだいたが、それは猶予期限ぎりぎりの一〇月一五日の夜から一六日にかけて続いた。京都市場は一六日を休んで一七日から市場新体制に入ったのだ。<sup>(55)</sup>

仲買人制度の廃止によって仲買人は一斉検挙され、10月17日以降、中央卸売市場は仲買人不在となった。

当時の京都市中央卸売市場の鮮魚・塩干魚・青果の各部門の仲買人は総計597人(鮮魚部は169人)で、仲買に従事する従業員(仲買店の店員)の概数は629人であった。これらの仲買人が転業または廃業(全国では5,000人

以上)したが、転業先は卸売会社、小売商業組合、その他であった。仲買人(仲買店の店主)381人のうち、他への転業は79人、他は卸売会社、小売商業組合へ編入され、従業員(店員)は121人が他へ転業した。鮮魚部門では、仲買人の一部は卸売会社(西日本魚株式会社)へ移ったが、大半は新設された「京都魚類小売商業組合」の職員になった。市場はこれによって卸売と小売の二段階制となり、これまでの仲買人売場は小売商業組合の分荷場として使用されることになった。<sup>(56)</sup>

仲買人制度の廃止という状況となって、中央市場信用組合はもちろん打撃を受けた。1941(昭和16)年の第二年度決算では、組合員数は203人と前年度よりも5人増加し、出資金も20万2,400円と、前年度よりも5,200円増加し、さらに預金残高も33万2,529円と、前年度よりも11万3,120円増加したものの、貸出残高は6万7,746円と13万8,306円の減少であり、預貸率は前年の93.9%から20.4%に下がった。余剰金は伸びず2,701円にとどまり、準備金に繰り入れることができたのは、出資配当金2,018円を差し引いた、わずかに683円であった。<sup>(57)</sup>中央市場信用組合では仲買人制度の廃止に対して対応策がとられた。まず組合員の資格を(旧)仲買人に限定しないで、広範囲に中央卸売市場に何らかの関係をもつ人びとを組合員にするという対応策がとられた。さらに1942(昭和17)年の第2回通常総会で役員の数定数を、従来の理事9人と監事3人の計12人から、理事15人と監事5人の計20人に増やすという定款変更が決議された。これも仲買人に限定することなく、小売商など市場関係者を広く取り込む対応策の一環であった。

これらの変更に基づき、新経営陣が臨時総会で誕生した。組合長の本田梅三郎は専務理事となり、理事であった木下仙太郎が新組合長になり、理事は西村を除く5人が退任し、新たに小谷和一郎(京都魚類小売商業組合理事長)をはじめ、京都魚類統制組合、京都鮮魚小売商業組合などの役員ら9人が理事になった。第3年度(昭和17年末)の決算では預金残高は54万9,875円(前年比65.4%増)で、余剰金が4,541円(前年比68.1%増)と伸びた。しかし

戦争の激化による市場入荷数量の激減もあり、組合員は前年度の 203 人から 110 人へとほぼ半減し、同様に出資金も 20 万 2,400 円から 10 万 2,243 円へと半減した。第 4 年度（昭和 18 年末）も、組合員数が 122 人とやや回復したものの、出資金は 9 万 3,793 円とさらに落ち込んだ。そのなかで当然のように、組合解散論が出てきた。しかし小島常三郎副組合長と西村理事らは「預金額は年々伸びている。捨てたものではない。危機は峠を越したと考えてもよく、将来有望だともいえる。勇気を出そう」と説得して、解散は回避された。現に 1943（昭和 18）年度の預金額は前年度の倍近くにのぼり、100 万円を突破した。もっとも、これは中央市場信用組合の自助努力というよりも、強力な消費抑制や貯蓄奨励などの国家政策がもたらしたものであった。<sup>(58)</sup>

1941（昭和 16）年の太平洋戦争に突入後、戦時統制はさらに強化された。同年に物資統制令が公布施行され、翌 1942（昭和 17）年の 4 月に金融統制団体令、5 月に同令に基づいて全国金融統制会、業態別統制会、統制組合、地方金融協議会が相次いで組織された。さらに国家総動員法に基づく金融事業整備令が施行され、政府は金融機関の整理を強制的に実施することが可能となった。金融統制とともに産業統制も推進された。1941（昭和 16）年に大企業の統制を目的にした「重要産業団体令」が施行され、9 業種で 12 の統制会の設立が決定された。同年に中小企業の新設規制を目的にした「企業許可令」が公布され、翌 1942（昭和 17）年には強権による企業整理の促進を骨子とする「企業整備令」が公布された。

産業統制は金融機関にも及び、組合金融は協同組合組織としての自立共助機能をなくし、国家統制の枠にはめ込まれた国民貯蓄増強、軍需融資、国債消化などの機関と化していった。信用組合はすべて業態別統制会に組み込まれ、農村信用組合と準市街地信用組合は組合金融統制会（1942 年設立）に、市街地信用組合は市街地信用組合統制会（1942 年設立）に、それぞれ組み入れられた。<sup>(59)</sup> 中央市場信用組合は準市街地信用組合であったため、組合金融統制会の一員となった。その業務のひとつであった国債消化業務については、

増加預金額の10%以上と余裕金を払戻準備預金として、信用組合連合会に預け入れ、同連合会を通じて国債購入に充てるという方法がとられた。

そして1943(昭和18)年4月から「市街地信用組合法」が施行されたので、大蔵省専管の市街地信用組合として出発した。産業組合法の下で市街地信用組合と通称されていた「市街地にある信用組合」は新法による市街地信用組合となった。一方、それまで準市街地信用組合も、市街地信用組合へと改組する道が開かれた。しかし準市街地信用組合のひとつである中央市場信用組合は、この時に改組せず、引き続き産業組合法の下での信用組合にとどまった。創業後3年しか経っていないこともあり、改組して純粋な金融機関となるよりも、現状の組織を強化して、卸売市場との関係を重視しようと考えたためである。当時、京都府下には303の産業組合があったが、農業団体法と市街地信用組合法の施行にともなって、241の産業組合が市町村農業会に変わり、8の産業組合が市街地信用組合へ移行し、54が産業組合法による法人(準市街地信用組合など)として残った。農村部の産業組合や団体にも変化があり、産業組合中央会京都支会、府信連などが1943(昭和18)年に解散し、1944(昭和19)年に誕生した「京都府農業会」などが、その業務を引き継いだ。

## 5 京都中央信用金庫の誕生

戦後の金融政策の動きはめまぐるしいものがあった。政府は戦後のインフレ抑制策として、1946(昭和21)年2月に金融緊急措置関係の三勅令を公布した。<sup>(61)</sup>一つは金融機関の預金封鎖(支払い停止)を目的とする「金融緊急措置令」であり、大蔵省預金部を含む全金融機関の預貯金支払いが原則として停止され、それ以降一定範囲内においてのみ、現金支払いが認められることになった。二つは新しい日本銀行券(新円)を発行して旧券(旧円)と等価交換するという「日本銀行券預入令」であり、既発行の10円以上の日銀券が3月3日をもって失効するので、3月7日までに金融機関に預け入れなければならなかった。金融緊急措置令の制限下で払い出されるのは、すべて新円に

よることになった。そして三つは旧券失効時点の財産調査を行なう「臨時財産調査令」であった。すべての人は3月3日現在の金銭資産を申告することが義務付けられた。これは将来の租税基準の把握のためのものであった。

その後、新円の流通が進むなかで、政府は通貨増発による新円インフレの進行を防ぐために、第二次金融緊急措置を実施した。しかしインフレはなおも進行し、日本銀行券の発行は膨張し続けた。そこで政府は通貨の金融機関への還流を図り、封鎖事業資金の凍結を目的とする第三次金融緊急措置を実施した。しかしそれでもインフレの進行は止まらなかった。政府はインフレの潜在的要因とされる膨大な軍需補償を打ち切り、金融機関の再建・整備に乗り出すことにした。そして金融緊急措置令施行規則の一部を改正したうえで、金融機関経理応急措置法と会社経理応急措置法を公布した。<sup>(62)</sup>

施行規則の一部改正は、封鎖預金の棚上げを意図した第四次金融緊急措置であった。これまでの封鎖預金を、非大口・非法人を主とする第一封鎖預金と、大口・法人を主とする第二封鎖預金に分けて、一定額以下の第一封鎖預金から生活資金などを引き出せるようにし、それ以上の金額の第二封鎖預金は、金融機関の整備が終わるまで棚上げすることにした。さらに金融機関経理応急措置法と会社経理応急措置法の制定によって、金融機関と事業会社の資産・負債を新旧両勘定に分離し、第一封鎖預金は現金・国債・地方債などの「健全資産」とともに新勘定に繰り入れ、第二封鎖預金は「不健全資産」とともに旧勘定に繰り入れられた。同じ1946（昭和21）年の10月に戦時補償特別措置法が公布され、戦時中の特殊預金や戦争保険、その他の政府への各種戦時補償請求権は、100%の戦時補償特別税の課税によって打ち切られた。このため戦時中に国策会社の社債や国債の消化に協力した金融機関や企業は、大きな損害を被った。戦時補償特別措置法とほぼ同時に、金融機関再建整備法と企業再建整備法が公布され、金融機関の旧勘定は、これに基づいて損失整理が進められた。<sup>(63)</sup>

政府がインフレ対策として金融緊急措置を講じている間、中央市場信用組

合は再建に着手した。1946（昭和21）年1月に役員が交代し、木下仙太郎が組合長を退任（理事として留任）し、代わって副組合長の小島常太郎が組合長になり、副組合長には西村理事が選任された。一方、京都市中央卸売市場も順調に再建が進み、この市場を基盤とする中央市場信用組合の経営にも影響をもたらした。中央市場信用組合の預金は急激に増加し、1946（昭和21）年8月の同年度前期特別予算では、預金残高は449万8,830円となり、前年度（昭和20年末）から251万円増加した（組合員も113人と11人増えた）。一方、戦時補償特別措置法による有価証券類補償の打切りに際して、中央市場信用組合は損失を出さなかった。これは組合単独では有価証券をもたず、余裕金の大半は京都府農業会への預け金として運用していたためであった。1947（昭和22）年度の決算時点で、組合員は前期（昭和21年8月）よりさらに26人増えて139人となり、預金残高も1,263万4,600円と約3倍に伸びた。前期には低かった預貸率（6.5%）や剰余金（844円）も、それぞれ32.7%、2万6,521円への上昇した。そして1948（昭和23）年には営業区域をそれまでの「京都市下京区」から「京都市一円」に切り替える措置を講じ、「中央卸売市場関係者のための金融機関」から「京都市民のための金融機関」へ転換していった。この結果、組合員数も同年度には前年度の139人から88人増加して227人となった。<sup>(64)</sup>

1948（昭和23）年には消費生活協同組合法が公布され、同法の規定によって産業組合法が廃止された。これによって従来の産業組合は2年以内にすべて解散することになり、信用組合は市街地信用組合法による信用組合へ一本化されることになった。1943（昭和18）年の市街地信用組合法施行の際に、産業組合法の下での準市街地信用組合として残った中央市場信用組合も、市街地信用組合法に基づく信用組合に転換することになり、1949（昭和24）年に市街地信用組合として正式に発足した。それと同時に、三菱銀行を受諾銀行として京都手形交換所に加盟し、当座預金取引を中心とした業務が新たに加わった。

中央市場信用組合の1949（昭和24）年3月末の決算では、預金残高は3,963万8,600円で前年度の3倍以上となり、翌1950（昭和25）年3月末の決算では、9,625万2,000円へと飛躍的に拡大した<sup>(65)</sup>。両年度の増加率前年度比213.7%、142.8%であり、これは全国の市街地信用組合の平均増加率126%、69%を大きく上回っていた。出資金は、市街地信用組合として発足した1949（昭和24）年4月に始めた「200万円達成運動」の結果、翌1950（昭和25）年3月時点で210万円（前年度の7.7倍）に達した。組合員数も440人と、1年前の約2倍になった。ところが、1949（昭和24）年6月に「中小企業等協同組合法」が公布され、それと同時に市街地信用組合法は廃止され、市街地信用組合は1950（昭和25）年4月に一斉に信用協同組合に改組された<sup>(66)</sup>。

信用協同組合に改組されたのとほぼ同時に、鮮魚・塩干魚の配給統制が全面的に撤廃された。生鮮食料品では、すでに1947（昭和22）年10月に果実類、1948（昭和23）年5月に高級魚、1949（昭和24）年5月に青果物が順次統制を解除されていた。鮮魚・塩干魚の統制撤廃によって、全生鮮食料品が10年ぶりに自由な取引に戻った。こうした統制撤廃の動向と並行して、仲買人制度（昭和16年10月に廃止）も復活させようという動きがあり、1950（昭和25）年6月に仲買人制度が復活した。この仲買人制度の復活は信用協同組合の発展につながった<sup>(67)</sup>。

ところで、少し相前後するが、信用協同組合に改組するきっかけとなった中小企業等協同組合法の制定をめぐる動きは複雑であった。1949（昭和24）年6月にGHQの主張に押される形で、中小企業等協同組合法とそれに関連する法律が制定され、市街地信用組合法は同年限りで廃止された<sup>(68)</sup>。中小企業等協同組合法では、二つの点が改善された。すなわち、それまで市街地信用組合には小規模な法人しか加入が認められなかった点と、設立の範囲が特定の市街地に限られていたという点であった。またそれまでの商工協同組合では付帯事業として金融事業が認められていたものの、基盤が小さかったので、この事業は信用事業専門の組織に切り替えられた。この二つの流れをまとめ

る形で「信用協同組合」が構想された。しかしこの構想は不透明な経営体質をもつ弱小な金融機関を乱立させることになった。大蔵省（市街地信用組合も含めて）は、これまでの伝統的な信用組合を発展させることにはならないとして、この中小企業等協同組合法に対して反対した。しかし日本を占領下に置いていたGHQは、市街地信用組合などの日本独特の組織・制度について理解を示さなかった。伝統的な信用組合には問題があるとされ、中小企業等協同組合法とそれに関連する法律が制定されることになった。

こうして全国の市街地信用組合は1950（昭和25）年4月に「信用協同組合」に改組された。それと同時に、産業組合法によって設けられていた準市街地信用組合も、さらに商工協同組合法による信用事業兼営の商工協同組合も、信用協同組合となった。京都府下には商工協同組合から移行した組合の事例はなく（全国でもわずかであった）、市街地信用組合から移行した11組合と、産業組合から移行した5組合の合計16組合が誕生した。そのうち京都市内には8組合（中央市場・伏見・京都・西陣・衣笠・嵯峨・下京公同・西院）があった。中央市場信用組合では1950（昭和25）年5月の理事会において、「京都市中央市場信用組合」の名称変更について協議された。その結果、「中央」という名称は残すものの、「市場」の名称は卸売市場というイメージを変更するために削り、さらに営業区域を市外に拡張する期待を込めて「市」の字も抜くことになった。こうして翌1951（昭和26）年4月から名称は「京都中央信用組合」に変更された。中央市場信用組合として最後の決算となった同年3月末の預金残高は1億5,657万8,000円となり、初めて1億円をこえ、前年度に比べて62.7%増となった。貸出残高も7,802万700円で250%の増加で、預貸率はそれまで20～30%であったが、49.8%へ上昇した。組合員は403人増加して843人となり、出資金は2.6倍増の542万5,850円に達した<sup>(70)</sup>。

1951（昭和26）年8月に「指定預金」の信用協同組合に対する「預託」が開始され、京都中央信用組合も預託を受けた。指定預金とは、政府の支払い停滞のために必要以上に増えている日本銀行の政府当座預金を一般金融機関

に移す制度であり、信用組合にとっては資金の拡充によって、中小企業金融の円滑化を図れるというメリットがあった。期限 90 日で日歩 1 銭 8 厘の利率という条件で、全国信用協同組合連合会を通じて、全 653 組合のうち 100 組合に対して総額 9 億 9,500 万円が預託され、京都中央信用組合には 500 万円が預託された。この金額は、総資金額 2 億 2,600 万円の 2.2% に相当する額であった。<sup>(71)</sup>

1951 (昭和 26) 年 6 月に「信用金庫法」が公布・施行された。<sup>(72)</sup> その第 1 条 (目的) において「国民大衆のために金融の円滑を図り、その貯蓄増強に資するため、協同組織による信用金庫の制度を確立し、金融業務の公共性にかんがみ、その監督の適正を期するとともに、信用の維持と預金者等の保護に資することを目的とする」とされ、これに基づいて信用金庫は、中小企業専門、協同組織、地域金融という三つの特徴を併せもつ金融機関とされた。この一方で、相互扶助の特徴を強調し、かつ自主性を尊重すべき金融機関として、信用協同組合もそのまま残されることになった。そして中小企業等協同組合法によって信用協同組合とされた各組合は、一定期間内に信用金庫か信用協同組合か、どちらかを選択することになった。

信用金庫法が施行された時点で、全国には 652 の信用協同組合があったが、信用金庫を選択する組合の改組は、同年 10 月の第 1 次に始まり、1953 (昭和 28) 年 6 月の第 3 次まで行なわれた。この結果、合計 560 組合が金庫に改組 (ほかに 1 金庫は新設) し、72 組合が信用協同組合として残った。第 1 次では 226 組合が改組したが、京都中央信用組合も第 1 次の時点で改組した。京都中央信用組合では役員会において「信用金庫に改組」することを決定し、臨時総会で決議して設立免許を申請し、その後、大蔵大臣の正式免許を受けた。結局、京都中央信用組合の名称は半年で姿を消すことになり、「京都中央信用金庫」として新しいスタートを切った。1951 (昭和 26) 年の発足当時の京都中央信用金庫の規模は、会員 1,092 人、総代 122 人、職員 66 人、出資金 1,247 万 1,000 円、預金残高 2 億 4,529 万 9,000 円、貸出残高 1 億 5,904 万 2,000 円

であった。<sup>(73)</sup>そして信用組合時代の「本所」は「本店」に、2ヶ所の「支所」(市場と松原)は「支店」に、それぞれ名称が変更された。その後、営業区域は京都市下京区から京都市一円に拡大され、店舗は本店のほかに6支店が開設されて、計7店舗となった。

## 6 結びにかえて

京都の金融機関は、他の都道府県と異なる特徴があった。1927(昭和2)年の銀行法施行によって、資本金50万円以下の銀行は「無資格銀行」とされたが、それは京都府下の銀行25行のうち12行に及んだ。このために1932(昭和7)年末には府下の銀行は13行に減少した。政府が一県一行主義を推進したために、1936(昭和11)年に福知山の3行(福知山銀行・高木銀行・治久銀行)と綾部の何鹿銀行が合併して両丹銀行となり、さらに1941(昭和16)年に両丹銀行と丹後地方の3行(宮津銀行・丹後商業銀行・丹後産業銀行)が合併して丹和銀行となり、府下の中小銀行の合併は完了した。<sup>(74)</sup>

京都府では明治10年代後半から、約60年間にわたり、100余行の本店銀行が生成、合併、消滅した。一県一行の完了といっても、京都市内に本店銀行がないという状態であった(大銀行の支店はあった)。そして戦後の1951(昭和26)年になって、ようやく丹和銀行が福知山市から京都市に本店を移し、「京都銀行」と改称した。このような状態にあった地方銀行とは対照的に、京都市では組合組織による金融機関が発達し、それが京都市の金融を支えた。とくに京都中央信用金庫の前身となる信用組合組織は、京都市中央卸売市場の仲買人の相互扶助組織として形成されるという独特の展開をとった。仲買人の存在は当初、中央卸売市場法の本法では、何ら触れられておらず、中央卸売市場法施行規則の第28条で「開設者ハ業務規程ノ定ムル所ニ依リ仲買人ヲシテ売買ニ参加セシムルコトエオ得」と売買参加者の例外的な存在として規定されているにすぎなかった。法律上は、仲買人は重視されていなかった。しかし実際に開設された中央卸売市場では、仲買人が各品目別に多数収容さ

れ、生鮮食料品の流通において重要な役割を果たした。

一般的に生鮮食料品の流通という分野は、価格形成という面で流通機構が主体性を発揮できる数少ない分野である。流通機構は卸売と小売に大別できるが、卸売機構が中核になっていることはいうまでもない。なかでも中央卸売市場は蒐集市場（生産者から卸売人までの間）の終焉と、分散市場（仲買人から小売人を経て消費者に至る間）の先端が接する部分にある。これは食料品というモノだけでなく、生産・流通・消費に関する情報が集中し分散していく場でもある。その要ともいべき位置に仲買人の存在がある。しかし実際には中央卸売市場における卸売人と仲買人とで、厳密な業務の区別がなされていなかった。むしろ卸売人と仲買人とを兼務しているという状況が多くみられた。このために仲買人に対する評価は重視か軽視かで分かれているものの、物流をはじめ価格形成、情報蒐集、危険負担などの面において、仲買人の卸売市場で果たす役割は決して小さなものではなかった。<sup>(75)</sup>

戦時体制下において、その取引形態から苦境に立たされた京都市中央卸売市場の仲買人は、運転資金の確保を図るために信用組合の設立を考えた。しかし信用組合は発足したものの、経済統制の強化によって、貸付業務という本来の業務は機能しなかった。さらに、肝心の仲買人制度が、配給統制の強化と中央卸売市場の変貌によって廃止されてしまった。中央卸売市場は価格統制および配給統制の影響を受けて、経済警察の取締りの対象となり、仲買人の一斉検挙という事態も招いた。中央市場信用組合も業務の規模がほぼ半減するという解散の危機に見舞われた。しかし戦時中にそれまでの準市街地信用組合が、市街地信用組合へと改組するなかで、準市街地信用組合のひとつである中央市場信用組合は改組せず、引き続き産業組合法の下での信用組合としてとどまった。つまり、それほど明確なものではなかったにしても、意識の上では、単独の金融機関として生き残るというよりも、流通や産業に密着した金融機関であり続けることを選んだといえる（もともと、仲買人制度の廃止に対しては、信用組合を維持するために組合員資格を緩和した）。こ

これは皮肉なことに、消費抑制と貯蓄奨励という国家政策が後押しをすることになった。

この結果、改組よりも現状の組織強化に努めた中央市場信用組合は、戦争による損失が比較的小さくてすんだ。そして戦後の統制撤廃や仲買人制度の復活、政府の中小企業金融機関育成策などの外的条件が整備されるにともない、中央市場信用組合は準市街地信用組合から市街地信用組合へ、市街地信用組合から信用協同組合へと形態を変えていった。これが1951（昭和26）年の京都中央信用金庫の誕生へとつながった。昭和20年代のこの過程は、実質的に中央卸売市場関係者のための金融機関から、京都市民のための金融機関への転換過程であった。

京都中央信用金庫の前身の信用組合は、当初は仲買人の相互扶助をめざしたものであったので、仲買組合付属の金融機関としての役割しかもっていなかった。この役割だけであれば、解散の危機は免れなかったであろう。しかも戦時体制や戦後復興という経済環境の大きな変動、そしてその変動にともなう法律の変更という厳しい環境下に置かれた。そのような状況の中で、今に続く信用金庫として生き残れたのは、地域社会（京都市）の生活安定や資金需要を満たすための協同組織として発展していったからに他ならない。むしろ厳しい環境であったからこそ、生き残り策が生まれた。この意味で地域性を発揮できれば、地域金融機関の発展が考えられると同時に、地域経済自体も活性化の道を開いていくことができることを示唆している。

地域に密着した金融機関として定着してきた信用金庫であったが、1990（平成2）年頃から金融自由化の進展にともない、経営基盤の強化を目的とした合併や、経営難による破綻が目立つようになった。全国の信用金庫数は1991（平成3）年3月末の454から2016（平成28）年3月末の265へと、この25年間でほぼ半減した。さらに金融ビッグバン以降は、元本が保証されない投資信託を扱う信用金庫も増加してきた。投資信託を取り扱わないとしている信用金庫もあるが、信用金庫の特徴を失いつつある。現在改めて、信用金庫は

危機的な状態に直面している。

しかしその一方で、現在、少子高齢化が進展するなかで、地域経済を活性化する政策が求められている。その一環として、地域経済の重要な担い手である地域金融機関にも、多くの役割が期待されている。しかし地域金融機関の再編は、都市銀行などと比べると、あまり進んでいない<sup>(76)</sup>。今一度、京都中央信用金庫がたどってきた道を振り返る必要がある。信用金庫は、基盤となる産業が変遷を繰り返すなかで、飲食業界などは個々には小規模であるものの、継続性や持続性がある。そのような業界に立脚する金融機関は、時代を通して廃れることはない。地域金融機関が最も重視し課題としてきたのが、「地域経済への貢献」「地域密着」などである。言い換えれば、信用金庫は地域との結びつきを深化させなければ、地域経済と同様、生き残りは難しいということになる。

注

- (1) 拙稿「近代京都における公設市場の展開—中央卸売市場をめぐる」(『京都産業大学日本文化研究所紀要』、第22号、2017年、298～334ページ)。
- (2) 信用金庫という制度については、村本孜『信用金庫論—制度論としての整理』金融財政事情研究会、2015年。
- (3) 浦崎健人「関西信金トップに聞く(1) 京都中央信金」(『日本経済新聞』、2016年10月20日付)。
- (4) 森静朗『静岡・京都の信用金庫』日本経済評論社文庫、1977年。静岡県に多いのは、わが国に組合概念が導入される以前から存在した「報徳社」の影響である。拙稿「明治期における信用組合構想—報徳社をめぐる提言」(『報徳学』、第12号、2015年、35～48ページ)。
- (5) 日経金融新聞編・地方金融史研究会著『日本地方金融史』日本経済新聞社、2003年、250～2ページ。
- (6) 京都中央信用金庫の規模が大きいのは、京都みやこ信用金庫(西陣信用金庫と伏見信用金庫の合併)と南京都信用金庫から事業譲渡を受け、広域信用金庫になったことが影響している。拙稿「明治期京都における伏見十六会の展開—町の再生と組織づくり」(『京都産業大学日本文化研究所紀要』、第19号、2014年、336～71ページ)。

- (7) 京都信用金庫も京都中央信用金庫と同様、京都の地域性を生かして展開してきた。京都信用金庫については、拙稿「組合金融の形成と地域社会—京都信用金庫の設立をめぐる」(『報徳学』、第14号、2017年、35～53ページ)。
- (8) 拙稿「地域金融の再編と報徳思想(上)(中)(下)」(『報徳』、第116巻1334～36号、2017年10～12月)。
- (9) 拙稿「明治期における協同組合思想の変遷」(『報徳学』、第11号、2014年、27～50ページ)；拙稿「平田東助と社会政策の展開—制度設計の課題」(『京都産業大学論集社会科学系列』、第32号、2015年、47～83ページ)。
- (10) 拙稿、前掲論文、『報徳学』、第12号、2015年、35～48ページ。
- (11) 農村信用組合の展開については、加瀬和俊「農村信用組合と信用組合連合会」(伊牟田敏充編著『戦時体制下の金融構造』日本評論社、1991年、345～77ページ)。
- (12) 拙稿「近代日本における庶民金融の展開—無尽講と相互扶助」(『報徳学』、第13号、2016年、1～20ページ)。
- (13) 全国信用金庫協会編『信用金庫史』全国信用金庫協会、1959年、89～94ページ。
- (14) 京都信用金庫『ここに生まれここに育って五十年—京都信用金庫のあゆみ』京都信用金庫、1973年、44ページ。
- (15) 拙稿、前掲論文、『報徳学』、第14号、2017年、35～53ページ。
- (16) 佐伯直美『日本農業金融史論(新装版)』、御茶の水書房、1982年、177～233ページ。
- (17) 全国信用金庫協会編、前掲書、1959年、97～99ページ。
- (18) 京都府産業組合史編纂部編『京都府産業組合史』京都府、1944年、71ページ。
- (19) 銀行法は普通銀行(都市銀行・地方銀行・第二地方銀行)を規制する法律で、1927(昭和2)年に公布、翌1928(昭和3)年に施行された。現行法は1981(昭和56)年に旧法を全面改正したものであり、さらに1992(平成4)年に〈金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律〉(金融制度改革法)により改正されたものである。内藤純一『戦略的金融システムの創造—「1930年代モデル」の終焉とその後にくるもの』中公叢書、2004年、143～54ページ。
- (20) 拙稿「住友財閥の展開と鈴木馬左也—報徳思想との関連」(『報徳学』、第8号、2011年、129～50ページ)；拙稿「明治・大正期の金融制度と報徳思想—早川千吉郎の事績をめぐる」(『報徳学』、第8号、2011年、151～77ページ)。
- (21) 全国信用金庫協会編、前掲書、1959年、101ページ。
- (22) 庶民金融機関に対する評価や政府の政策も、金融恐慌を境にして大きく変わった。拙稿、前掲論文、『報徳学』、第13号、2016年、1～20ページ。
- (23) 京都信用金庫、前掲書、1973年、61ページ。
- (24) 全国信用金庫協会編、前掲書、1959年、139～42ページ。
- (25) 安田銀行『国民貯蓄組合法に就て』安田銀行、1941年。

- (26) 全国信用金庫協会編、前掲書、1959年、147～52ページ。
- (27) 同上書、161～86ページ。
- (28) 加藤秀俊『一世紀の肖像 榊田喜三翁伝』京都信用金庫、1984年、178ページ。
- (29) 卸売市場制度五十年史編さん委員会編『卸売市場制度五十年史』第2巻本編Ⅱ、食品需給研究センター、1979年、306ページ。
- (30) 宮本一良編『仲買人の重要性に就いて』、五都市時局対策実行委員会、1940年4月；京都市『京都市中央卸売市場三十年史』京都市、1957年、332～3ページ。
- (31) 卸売市場制度五十年史編さん委員会編、前掲書、1979年、308ページ。
- (32) 京都市、前掲書、1957年、340～2ページ。
- (33) 中央卸売市場法の意図は、卸売人（問屋）を多数収容し、仲買人を排除することであった。しかし実際には、中央卸売市場で大量の荷を捌く上で、多数の仲買人の必要性があった。政府は仲買人も卸売人と認定しようと考えたが、それをすれば、中央卸売市場法第7条の規定によって、仲買人にも市場閉鎖にともなう損害を補償する必要が出てくる。そこで政府は仲買人を卸売人ではなく、買出人として扱うことにした。これが農商務省令臨第10号「中央卸売市場法施行規則」の公布であった。
- (34) 京都市、前掲書、1957年、333～4ページ。
- (35) 卸売市場制度五十年史編さん委員会編、前掲書、1979年、309～10ページ。
- (36) 京都市、前掲書、1957年、335ページ。
- (37) 帝国水産会『魚市場二関スル調査』、帝国水産会、1936年、113～4ページ。
- (38) 商慣習が残存した理由であるが、小売商の意向が反映されたためであると考えられる。京都市の事例ではないが、例えば、東京市神田青物市場では、問屋が歩戻を廃止しようとしたが、小売商の反対にあつて、やむなく続けている。京都市、前掲書、1957年、347ページ。
- (39) 同上書、348ページ。
- (40) 榊谷光晴『中央卸売市場の成立と展開』、白桃書房、1977年、224～9ページ。
- (41) 京都市、前掲書、1957年、337ページ。
- (42) 卸売市場制度五十年史編さん委員会編、前掲書、1979年、314～5ページ。
- (43) 京都市、前掲書、1957年、349～50ページ。
- (44) 千葉修「戦前期農村産業組合の経営問題」（『研究年報経済学』、第37巻4号、1976年、433～44ページ）；高木正朗「大正・昭和戦前期の農村協同組合—新潟県白根郷・庄瀬村信用組合の事例」（『立命館産業社会論集』、第45号、1985年、23～62ページ）；深見貴成「戦間期の農会技術員に関する一考察」（『ヒストリア』、第214号、2009年、24～50ページ）；田中光「近代日本の地域経済発展と産業組合—長野県小県郡和村の事例」（『経営史学』、第46巻4号、2012年、3～22ページ）；松田忍『系統農会と近代日本：一九〇〇～一九四三年』勁草書房、2012年。
- (45) 榊谷光晴、前掲書、1977年、130～1ページ。

- (46) 卸売市場制度五十年史編さん委員会編、前掲書、1979年、936ページ。
- (47) 福田敬太郎・本田実『生鮮食料品配給制』千倉書房、1940年、100ページ。
- (48) 京都中央信用金庫60年史編纂委員会編『六十年史』京都中央信用金庫、2000年、5～6ページ。
- (49) 暴利行為等取締規則は、1937（昭和12）年8月に公布されたが、翌1938（昭和13）年の改正時に経済警察制が採用され、警視庁に経済保安課が新設された。
- (50) 京都市、前掲書、1957年、440ページ。
- (51) 卸売市場制度五十年史編さん委員会編、前掲書、1979年、1021ページ。
- (52) 京都市、前掲書、1957年、444～51ページ。
- (53) 京都中央信用金庫60年史編纂委員会編、前掲書、2000年、8ページ。
- (54) 梶谷光晴、前掲書、1977年、130～8ページ。
- (55) 卸売市場制度五十年史編さん委員会編、前掲書、1979年、1022ページ。
- (56) 京都市、前掲書、1957年、514～31ページ。
- (57) 京都中央信用金庫60年史編纂委員会編、前掲書、2000年、9ページ。
- (58) 京都中央信用金庫五十年史編纂委員会編『地域と歩んだ半世紀』京都中央信用金庫、1990年、34～5ページ。
- (59) 玉置紀夫『日本金融史』有斐閣、1994年、213～4ページ。
- (60) 全国信用金庫協会編、前掲書、1959年、161～86ページ。
- (61) 玉置紀夫、前掲書、1994年、225～6ページ。
- (62) 鈴木淑夫『試練と挑戦の戦後金融経済史』岩波書店、2016年、3～14ページ。
- (63) 大蔵省財政史室編『資料・金融緊急措置：終戦直後における「経済危機緊急対策」』霞出版社、1987年。
- (64) 京都中央信用金庫60年史編纂委員会編、前掲書、2000年、16～7ページ。
- (65) 同上書、18ページ。
- (66) 全国信用協同組合連合会20年史編集室編『信用組合史：全国信用協同組合連合会20年史』全国信用協同組合連合会、1976年。
- (67) 京都中央信用金庫五十年史編纂委員会編、前掲書、1990年、43～4ページ。
- (68) 全国信用金庫協会編、前掲書、1959年、266～86ページ。
- (69) 京都信用金庫、前掲書、1973年、86～9ページ。
- (70) 京都中央信用金庫60年史編纂委員会編、前掲書、2000年、20～1ページ。
- (71) 京都中央信用金庫五十年史編纂委員会編、前掲書、1990年、46～7ページ。
- (72) 信用金庫法については、全国信用金庫協会編、前掲書、1959年、287～387ページ。
- (73) 京都中央信用金庫60年史編纂委員会編、前掲書、2000年、20～1ページ。
- (74) 日経金融新聞編・地方金融史研究会著、前掲書、2003年、246～8ページ。
- (75) 梶谷光晴、前掲書、1977年、122～6ページ。
- (76) 拙稿、前掲論文、『報徳』、第116巻1334～36号、2017年10～12月。